平成２６年（フ）第４６号
新潟市東区寺山１丁目５番62号
債務者　高田　哲文
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４９号
新潟県五泉市旭町２番７号
債務者　吉田　　洋
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
長野県上田市岡1358番地２　柳澤満男方
債務者　柳澤　広彰
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第２４号
岐阜県山県市東深瀬839　鴻ヶ池ハイツ10号、住民票上の住所岐阜県山県市青波267番地１
債務者　服部すや子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６５号
岐阜県羽島郡岐南町三宅２丁目41番地
債務者　松原　光子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３７号
大津市美空町１番７―204号
債務者　西垣千恵子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８０号
大津市日吉台２丁目12番１号、前住所大津市唐崎１丁目24番10号201号
債務者　林　　香代
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６号
滋賀県守山市伊勢町302番地　エスポアールＩＴＯ202号
債務者　橋本　一也
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1748番地
債務者　植田　美樹（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３４号
滋賀県彦根市後三条町631番地６　２Ｃ号
債務者　島木　輝夫
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第３６号
広島市安佐南区八木６丁目18番24―405号
債務者　堀野　美保
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２８号
広島県廿日市市山陽園８番12号
債務者　川野　邦治
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６号
広島市南区旭３丁目８番15―101号
債務者　中村　雅一
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５号
山口県下関市赤間町４番３―305号　ラ・メール赤間
債務者　大倉　伸彦（旧姓新田）
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
愛媛県松山市吉藤２丁目15番18号
債務者　髙橋　未来
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３号
愛媛県松山市余戸東２丁目12番24号　余戸ハイツ102号
債務者　石丸　敏朗
1　決定年月日時　平成26年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削1409番地、前住所愛媛県越智郡上島町弓削上弓削1410番地２、前々住所広島市佐伯区利松２丁目４番12号
債務者　小早川　修
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第１４号
愛媛県今治市延喜甲212番地１　シャーメゾンエンギ102号
債務者　神原　　潤
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
松山地方裁判所今治支部